

自主的避難等対象区域（田村郡）で農業を営む申立人らの風評被害を理由とする作付断念について、出荷制限対象でない農作物であり、原発事故から一定期間経過後に作付けを断念したのは申立人らの自主的な判断であるから相当因果関係がないという東京電力の主張を排斥し、直接請求では支払われなかった部分の逸失利益が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び同X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	営業損害（逸失利益）（きゅうり、トマト、ピーマン、ネギ）
期 間	自 平成23年12月1日 至 平成24年11月末日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として金878万5853円の支払義務のあることを確認する。

（内訳）

- （1）きゅうり 金184万8092円
- （2）トマト 金531万7970円
- （3）ピーマン 金99万1001円
- （4）ネギ 金62万8790円

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月12日

(仲介委員 高木佳子)